



1. 祝…8月6日(月)新店舗兼事務所がオープン

いよいよ新店舗が天童市東長岡2丁目1-34-103にオープンします。

新店舗オープンを機会に、弊社社員、パートナースタッフ一同、今まで以上に皆様のお役に立ちますよう、努力致しますので、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻をお願い申し上げます。

新店舗では、従来からの損害保険、生命保険の業務はもちろんのこと、投資信託等の証券仲介業務と住宅ローンの相談業務を強化します。

これにより、人生における3大出費といわれる、保険料、教育費、住宅費にかかる部分を全てカバーできることとなり、1ヶ所の店舗で問題解決が可能となりました。

住宅ローンは新規融資相談はもちろんですが、借り換えの相談も承ります。

新店舗オープン後の弊社営業時間は

月曜日～土曜日（年末年始、祝祭日の場合は休日となります）

午前9時～午後6時といたします。

新住所 〒994-0054 天童市東長岡2丁目1-34-103

TEL 023-658-3512 FAX 023-658-3513（電話は8月6日より）

なお、オープンからご来店先着50名の方に弊社特製タオルをプレゼントいたします。

皆様のご来店を心よりお待ち申し上げます。

2. 災害列島日本

7月に入ってから台風4号が猛威をふるいました。

この季節の台風（7月に上陸した台風）としては、観測史上（1951年以降）最強の勢力をもった台風といわれています。

1つ目は風の強さです。

暴風域が大きく、瞬間最大風速が56.3mにもなり、建物や看板、そして街路樹まで根こそぎなぎ倒されているのをテレビで放映されていました。

2つ目は豪雨による災害です。

大量の水蒸気をともなった台風が、梅雨前線も刺激し短時間に大量の雨を降らせました。

梅雨による雨を含めると1,000mm以上という大量の雨が降ったところもありました。

年間降雨量の世界平均は970mm、日本の平均は1,700mm、降雨量の多い南九州

でも平均2, 600mmですので、短期間でいかに大量の雨が降ったのかお解りいただけることでしょう。

台風が巨大化する理由として、世界的に異常気象をもたらす「ラニーニャ現象」が太平洋西部の海水温を上げ、台風の勢力を一気に強めたことにあります。

地球温暖化が進むと、台風やハリケーンの発生回数は減るもの、勢力は強まるとの研究結果が相次いでいます。

参考：ジョージア工科大学研究チームが米国の科学誌「サイエンス」に報告をだしました。

この台風4号のニュースの直後、7月16日（月）に今度は中越沖地震が発生しました。震度6強の強い揺れが長時間にわたり続きました。

山形県や長野県をはじめ広い地域でも強い揺れが観測されました。

柏崎刈羽原子力発電所をはじめ多くの建物と人的被害をもたらしました。

7月24日現在 死 者 11名

け が 人 1, 813名

住 宅 全 壊 961戸

住 宅 損 壊 12, 288戸（全壊数を含む）

非住宅損壊 6, 156棟

被 害 総 額 1兆5千億円

と大きな被害をもたらしました。

柏崎刈羽原子力発電所を建築するときに、活断層の調査を念入りに行ったと思われます。

それでも、原子力発電所の真下の活断層による地震が発生したということは、いかに、活断層を見つけることが困難かということを示しています。

日本列島付近は、大陸と太平洋等のプレートが重なり合う地域なので、日本中どこでも、巨大な地震が発生してもおかしくありません。

また、地震の発生サイクルは人間のライフサイクルより、はるかに長いものが多いので、人間の人生の中で一度も地震の経験がない地域でも、安心、安全とはいえません。

地球温暖化による台風の大型化、いつどこでも発生してもおかしくない、直下型地震等、まさに災害列島日本といえます。

寺田寅彦の有名な言葉に「天災は忘れたる頃来る」があります。

また諺に、「備えあれば憂い無し」があります。皆さんも「備えあれば憂い無し」となりますよう心がけて下さい。

3. ゴルフ場での賠償責任

6月初めに、熊本県の植木CC9番ホールで、3番ウッドでのティーショットにて打球が大きくスライスして、20~30メートル前方に立っていた同伴プレーヤーの同僚男性（58歳）の頭を直撃した。

その結果、直撃を受けた男性は死亡するという事故が発生しました。

この場合、状況のいかんを問わず法的にはプレーヤーが加害者となり、民法上の第三者不法行為による賠償責任を問われることになります。

ゴルフプレーによる打球事故で死亡、もしくは重傷を負わせ、その賠償責任が裁判で争わされた例はそれほど多くはありません。

そのほとんどが示談もしくは和解で解決されている場合がほとんどで、賠償の内容は公表されていない例が多いといわれています。

最近の裁判事例を挙げますと、

* 2年前に大阪地裁で判決があった打球事故の場合。

加害者が第2打を9番ウッドで打ったところ、打球は大きくスライスしました。

ボールは右前方43メートルほど離れて立っていた被害者（会社経営者）の左側頭部を直撃しました。

被害者は脳挫傷等で36日間の加療を受けましたが、後遺障害が残りました。

そのため、加害者に対し、不法行為（危険なショットを放った過失）があったとして治療費や後遺障害による逸失利益、慰謝料等で総額約5,246万円を請求する訴訟を起こしました。

これに対し大阪地裁は、加害者の第2打地点がつま先上がりの斜面で深いラフからだったことから、ミスショットになる可能性があり、加害者の前に立っていれば打球が当たることも充分に予想できたとして、被害者にも過失を認定しました。

加害者には、原告請求の6割を過失相殺2,300万円余の支払いを命じました。

* 5年前、名古屋地裁で判決の出た打球事故の場合。

加害者はグリーン内にあるバンカーから、10メートルあまり先のピンに向けてのアプローチを放ったところ、打球はシャンク（シャフトを取り付けているソケット部分に当たり、打とうとする方向より極端に前に打球が出る危険なショット）しました。

ボールは、他のプレーヤーのボールを拭こうとしていたキャディの左目を直撃しました。

この事故の判決でも、加害者には「他のプレーヤーなどへの注意義務違反の過失がある」とキャディ側の主張を認めながらも、キャディにもプレーに入った加害者から目をそらした過失があるなどして、5割の過失相殺を認め、加害者には1,046万円の支払いを命じました。

この種の打球事故に対する賠償額は障害の大きさから、失った利益、今後失うであろう利益などを加算し、算出されます。

冒頭の死亡事故では、賠償請求があれば、その額は数千万円以上ということも推測されます。その場合、被害者の過失相殺が認められたとしても巨額の賠償になり得ます。

ミスショットが笑いの話のうちはないですが、そこで深刻な事故が起きたとしたら…

やはり、合理的な備えとして「ゴルファー保険」がベストの選択となります。

「ゴルファー保険」というと「ホールインワン・アルバトロス費用」やゴルフ用品の損害に注目しがちですが、それらの損害額は「賠償責任額」と比較して小さな金額に収まることがあります。しかし、損害賠償は被害者となる方とケガの重さを選定出来ませんので、被害者の損失額が大きいものになるか小さいものになるかは予想できません。

場合によっては、1億円以上の損害になることもあります。

よって、ゴルファー保険は賠償保険金額を大きめに設定することも重要となります。

保険料の仕組み上、賠償保険金額を大きくしても保険料はさほど高くなりませんので、出来る限り高額の賠償保険金にすることをお奨めいたします。

年間保険料が3千円程度でも、賠償保険金額が5億円にすることもできます。

ボールを打つゴルファーの先に立たないことが事故防止の基本となります。

4. セーフティードライブ 夏はバカンスの季節

夏はバカンスで山や海へ行くことも多くなるのではないか。走り慣れない峠越えの道や海岸沿いのカーブの多い道を走ることもあるかと思います。

急カーブが続くワインディングロードは、走る楽しみもありますが、気をつけなければならぬ道の一つです。

そこで今回は運転中における視点の効用についてお話ししてみたいと思います。

特に運転初心者の方を念頭においてお話ししますので、ベテラン運転手の方には当たり前のことになるかもしれませんがあくまでお許しください。

先の見通しの悪いカーブでは、スピードを落として、目は車が出ていく方に向けるというのが基本です。

その際に、センターラインをじっと見つめて走ること人はあまりいないと思うのですが、もしやしたら大変危険です。

運転をしているとき、ある一点を凝視しますと、自動車はそちらの方に向かっていきやすい傾向があります。

それは運転に慣れない人ほど、スピードが出ているほどその傾向が強く出ます。

特に運転中、パニック状態になった時は、なおさらその傾向が強く出やすくなります。

センターラインを見つめて走ると、センター寄りに走ることになるので、対向車が急に膨らんできた時に避けられなくなります。

また、知らないうちに対向車線にはみ出てしまっていることもあります。対向車が突然目の前に迫ってきて正面衝突！ と想像するだけでも怖いです。

ベテラン運転手の目は、通常は広く見ていて、必要なときに集中しながら視点を次に次にと動かしていくという見方をしているようです。

時に自分の視点を意識して運転してみるのもおもしろいかもしれません。

5. 大西 忠兵衛（おおにし ちゅうべい）さんが仲間に加わりました

当社のパートナースタッフとして、大西忠兵衛さんが7月26日より加わりました。

大西さんとは、元の日本団体生命保険（現アクサ生命保険）の代理店会の中で大変お世話になった方で、私が代理店会長を務める直前の代理店会長を務められました。

損害保険でもあいおい損害保険（旧大東京火災海上保険）の代理店を長い間、営まれていましたので、旧知の仲です。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

藤井義容、木村正照、阿部信、高橋治子、五島清次郎、高橋詔之
大西忠兵衛、深瀬幸子、多田恵子、土赤妙

〒994-0054 山形県天童市蘿谷2589

TEL 023-654-8831 FAX 023-654-8832

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp